

災害時における「福祉仮設住宅」の整備・計画ガイドおよび資料集

作成： 東北工業大学 教授 石井 敏
大阪市立大学 教授 三浦 研
岩手県立大学 教授 狩野 徹
協力： ライフデザイン建築研究所代表 茂木 聡

なお、この整備・計画ガイドは、下記の研究の成果の一部としてまとめられたものである。
科学研究費補助金 基盤研究（C） 研究代表者 石井敏
平成 24～26 年度 福祉仮設住宅を用いた高齢者・障害者のための仮設施設の現状と課題に関する研究（課題番号 24560757）

この整備・計画ガイドの活用について

福祉仮設住宅は災害救助法で定められた仮設住宅の一種です。

特に、高齢者や障がい者など身体的に不安や困難を抱える被災者にとっては有用なものとなります。また、一人暮らしの高齢者等で一般の仮設住宅での生活が困難な人にとっても、共同居住型の形態の仮設住宅を提供することで、非常に利用価値の高いものとなります。

災害時には、一般の仮設住宅と同様に、福祉仮設住宅の計画・建設を当初から計画に位置づけ、一般仮設住宅の建設と一体的に進めることが重要です。

東日本大震災では、多くの福祉仮設住宅が必要な現状にありながら、基本的な計画（平面図等の計画の要点）が事前に準備されていなかったこともあり、十分に練られないまま配置・平面計画が進められ、建設されました。その結果、設置後にさまざまな課題も現れました。

本研究では、災害時、速やかに対応することができるように、今回の震災での福祉仮設住宅の課題を整理し、いざという時に活用できる資料とともにモデル平面図を作成いたしました。

貴自治体・関係部局における災害想定における計画づくり、災害時の計画等において、ご活用いただければ幸いです。

平成 27 年 3 月 研究代表者 石井 敏

【用途】

- 災害救助法に位置づけられた応急仮設住宅の一形態
- 利用者の特性に配慮し、バリアフリー等の設備・仕様が施された仮設住宅
- 認知症や高齢者・障がい者のための共同居住（グループホーム）としての活用が可能
- 一般の仮設住宅では居住困難な高齢者・障がい者等のための共同居住（グループハウス）としての活用が可能
- 一人暮らし等で、集まって住む形を求める居住者のための共同居住（シェアハウス）としての活用が可能

【敷地】

- あくまで応急仮設住宅の一種のため、敷地および建物の供与は一般の仮設住宅と同様、行政による。（東日本大震災時には一部の市で民間事業者が利用するという理由で土地の供与が行われないケースが発生したが、本来の主旨から言えば応急の福祉仮設住宅である限り、同様の扱いにすべきものである）
- 二次災害対策が十分可能であるとともに、利用者の特性に配慮し、安全が確保できる環境であること。
- 孤立した環境とならないよう、一般の仮設住宅と一体的に、また住宅地等への設置が望ましい。

【規模】

- モデルプランではおおむね 250 m²となる。（居室数によって増減はある）
- 認知症高齢者のグループホームを意識するのであれば居室 9 室が基本となる。10 室で構成し、1 室を予備室と充

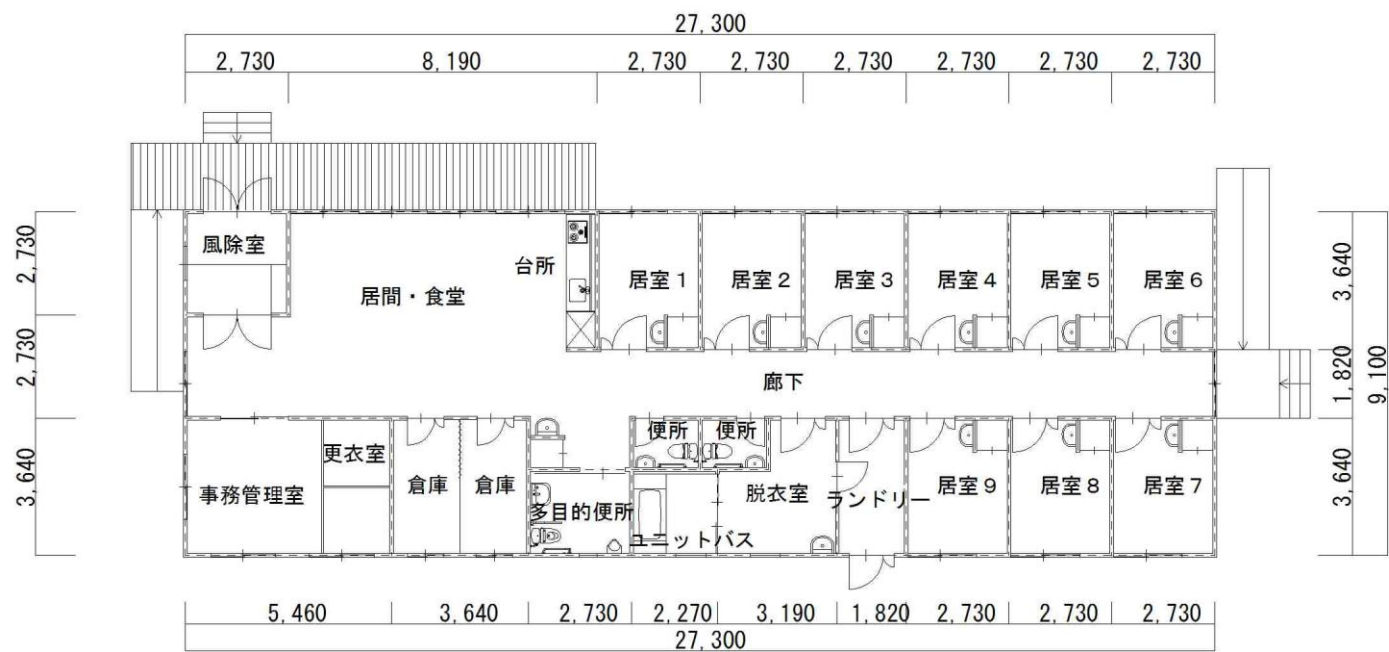
てることもできる。

- 障がい者用等の居住として5室、7室のタイプも考えられる。この場合には、あわせて居間・食堂をコンパクトに計画することが望まれる。

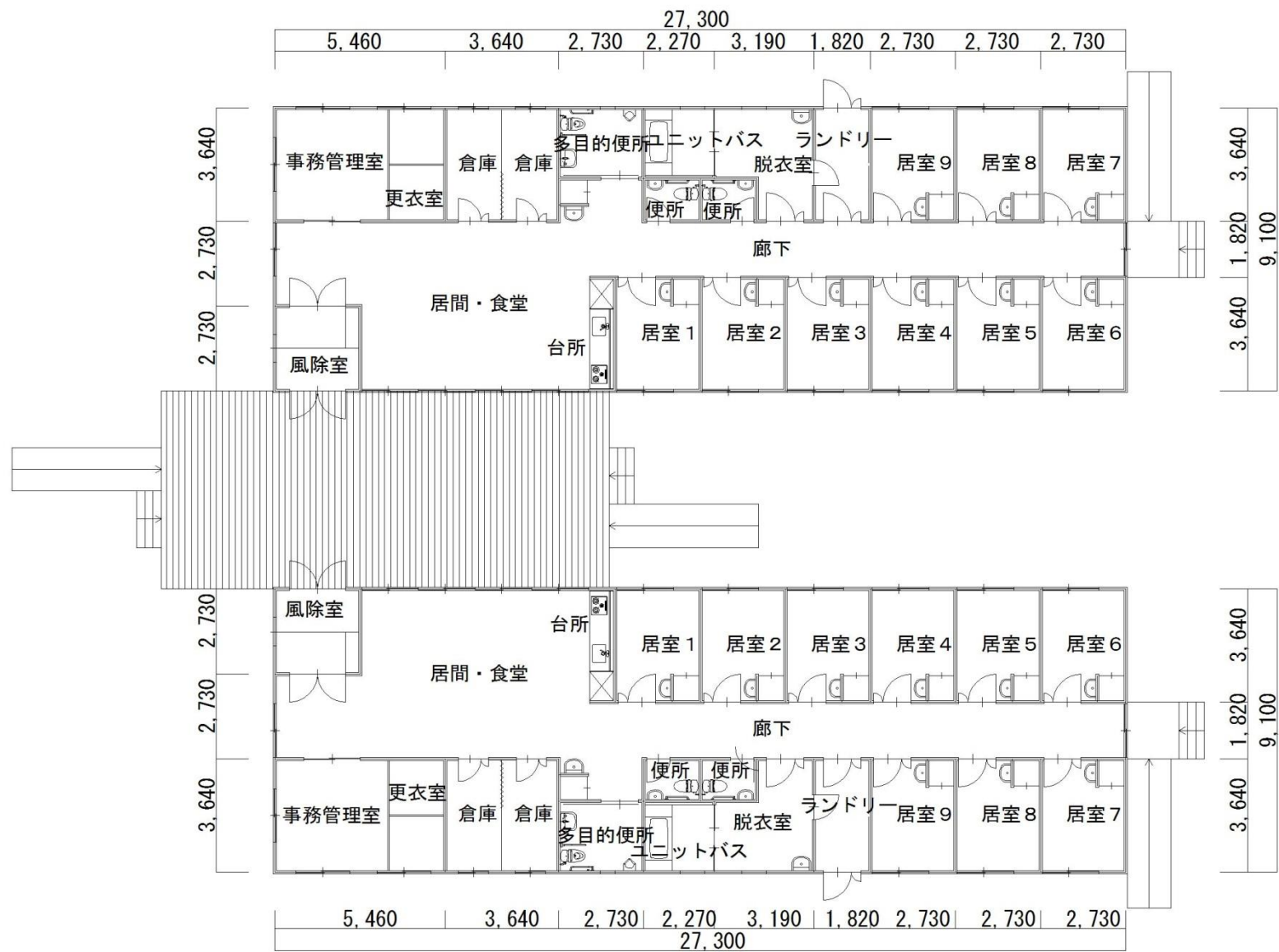
【整備上の要点】

- 提案モデルは、木造・プレファブ等に対応する。工法により寸法や規模は変更可能である。
- 孤立を防ぐ意味からも、可能な限り一般の仮設住宅と一体的に整備（100戸に対して10戸程度の整備）する。
- 複数棟設置する場合には、2棟セットで連携・一体的運営が可能な配置で設置することが望ましく、接続部はデッキなどで居間・食堂から直接出られるようにすることが望まれる。
- 利用者特性を踏まえて、非常時の避難や安全に十分配慮した仕様とする。
- 安全な利用（避難）に配慮したバリアフリー仕様（スロープ1／12以下：玄関・アプローチだけではなく避難口となるところまで）とする。
- 利用者、用途、規模によってはスプリンクラーの設置が必要となる。消防当局への確認と協議が必要である。
- 居間・食堂（リビング）の台所（キッチン）は壁型・アイランド型いずれでも可能である。室として台所を設けるよりも、自由度が高く面積効率もよい。
- 台所の調理機器は、安全性を考慮してガスではなく電気とすることが望ましい。

- 台所から直接外部に出られる仕様とすることで、ゴミだし等に際しての利便性がよい。
 - リビング（居間・食堂）は掃き出し窓としてデッキなどと連続させ、外部や地域とのつながりに配慮する。
 - リビング（居間・食堂）近くにも手洗い場を1箇所設ける。
 - 居住性の向上を図るため可能であれば居室の一部を共用スペースにするなどして、リビング空間を複数設置する。
 - トイレは10居室に対して3つ以上設置する。
-
- トイレは、衛生上および居住環境上の視点から居間・食堂に面することがないようにする。
 - トイレには原則手すりを設置する。手すりの向きは、右麻痺、左麻痺に配慮した仕様とする。
 - 浴室（個浴槽）はユニットバスとするが、2～3方向からの介助が可能なようにゆとりある配置に配慮する。
 - 脱衣室に隣接して、ランドリー（洗濯室）を設けることで、運営上の利便性が高まる。ランドリーから直接外部に出られるようにすることで、汚物の搬出も容易になる。
 - 居室の扉は1.2m程度確保し、物の出し入れに配慮する。
 - 居室の面積は10㎡程度を確保する。
 - 各居室には洗面を設ける。この際、お湯が出ないと利用されないので、可能な限りお湯の利用が可能な設備とする。
 - 福祉仮設住宅であっても、各戸（世帯）に一般仮設住宅と同様に日本赤十字社からの家電一式が提供される。洗濯機や炊飯器等、共同住宅形式のため各戸に不要の場合は、相当額のものを共用空間で使用する家電（たとえばテレビや台所家電用品など）で支給を受けることも可能である。（日本赤十字社に要相談と手続き）



福祉仮設住宅 モデル平面図 S=1/200



福祉仮設住宅 2棟配置モデル平面図 S = 1 / 200

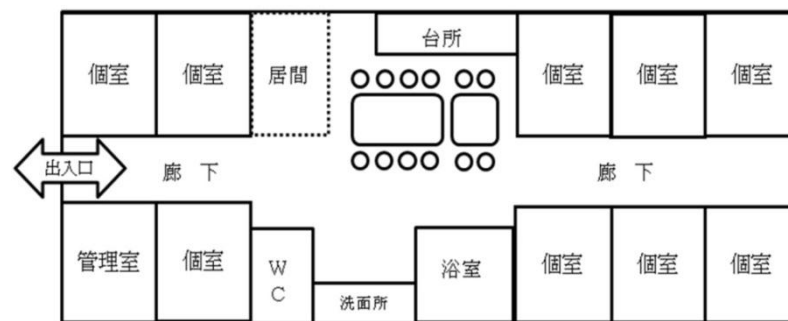
(参考)

東日本大震災で設置された福祉仮設住宅利用の事業者・スタッフ
から得られた建物に関わる指摘箇所と指摘内容

指摘箇所	指摘内容
間取り 平面構成	職員にとっては見通しが効いてよい
	利用者は死角が欲しい
	広々としていて、寒々しい
	高齢者用に計画されているため、障害者の施設としては十分ではない
	職員の休憩室が必要
	収納が少ないのが不満
	リビングの柱が邪魔
	事務所からリビングの見通しが悪い
居室	狭い
	表札がない
	部屋に鍵が付いているが、管理上必要とは思わない
浴室	追い炊き機能がない
	広すぎて寒い
	窓がない
	一般の浴槽で介護に適さない
脱衣所	換気窓がなく結露が激しい
	暖房がなく寒い
トイレ	位置が居室から遠い
	換気窓がない
	便座の高さが高い
	トイレの配置がキッチンの真向いで、不衛生
	無駄に広すぎる
	職員用のトイレがない
	数が足りない（狭くてもあと1か所はほしい）
キッチン	シンクの高さが不適切
	各部屋にあればなお良い（高齢者住宅）
洗面台	使用頻度はきわめて低い
	お湯が出ない
	廊下に4つ並んでいるのは多すぎるし不自然
	水道の凍結が起こる

リビング	畳の小上りは高すぎて入居者の利用が難しい 畳のスペースがほしい
防災 安全	冬、スロープが滑りやすいのが危険 スロープの数が不足(避難面で不安) 地盤の弱さゆえに、建物が歪みやすい 床の軋みがひどい 避難の際のルートの途中に火元があり不安 避難の面から、掃出し窓が必要 非常口が階段で、段差が大きく手すりもない スプリンクラーがない（福島）
	冬場が寒い
	夏場が暑い
	洗濯物を干す場所がない
	ユニット間の通路に屋根がほしい
	棟同士をつなぐ通路、渡り廊下等が必要
	廊下にコンセントがなく不便
その他	自立する意欲を高める設備が必要
	ネズミによる被害
	家庭的な雰囲気がない
	設備的に過剰。光熱水費での利用者負担が大きい
	蛍光灯が多すぎる

【参考資料】



厚生労働省グループホーム型仮設住宅モデル図 (2011)

日本赤十字社「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」(平成20年6月)より

- 高齢者や障害者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合は、福祉仮設住宅の設置を図る。
- 円滑かつ効率的な応急仮設住宅の供給を図るため、応急仮設住宅の規模・仕様、住棟配置等については、計画検討段階から応急仮設住宅の建設関係団体と十分に連携を図ること。
- 応急仮設住宅1戸あたりの面積の基準は29.7㎡(9坪)とされているが、これは1戸当たりの平均が29.7㎡(9坪)であればよいということであるため、世帯タイプ別に住戸の広さを設定することは問題ない。
- 様々な世帯の入居に対応できるよう、多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。

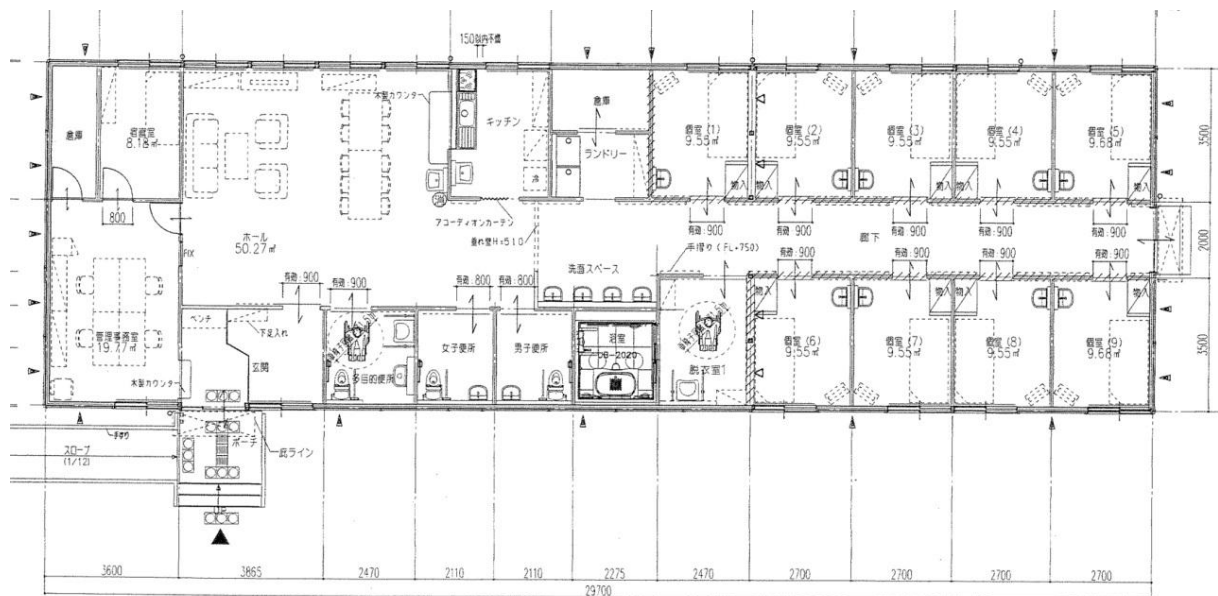
福祉仮設住宅について

高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、次のように老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置し、供与することができる。

ア 福祉仮設住宅の供与の対象となる者 高齢者、障害者等、日常生活上特別な配慮を要する者

イ 福祉仮設住宅設置の留意点

- 段差解消のためのスロープ及び手すりの設置等、高齢者、障害者等の安全及び利便に配慮する。
- 老人居宅介護等事業等による生活援助員等の支援や入居者の互助を図られ易くするため、生活援助員室や共同利用室を設置できるほか、便所、風呂、調理室等を共同利用を前提とした仕様とすることができる。
- 被災者に提供される部屋数をもって応急仮設住宅の設置戸数とする。従って、共同で利用する便所、風呂、調理室等の設備は勿論、老人居宅介護等事業等により常駐する生活援助員等の部屋も設置戸数としては数えない。なお、生活援助員は、必要に応じて老人居宅介護等事業等により配置するため、本法により配置することは予定していない。

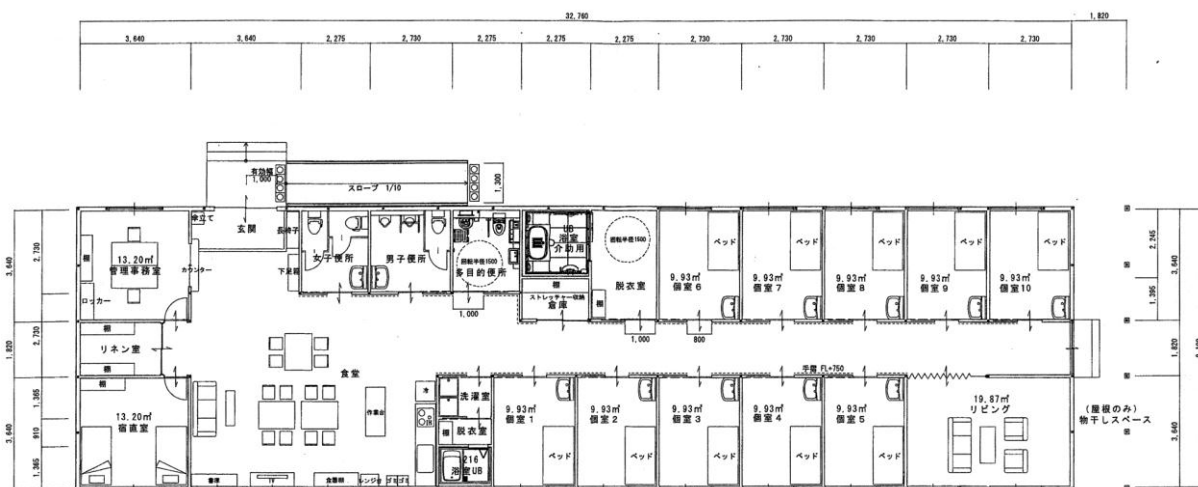


宮城県で最初につくられた福祉仮設住宅。福島県の福祉仮設住宅のモデルにもなった。車いす用トイレ、介助用ユニットバスなどバリアフリーに配慮したつくりになっている。

食堂・リビングが掃き出し窓ではないことから、外部とのつながりが弱いこと、トイレが食堂に面していること、洗面が4台並んでおりほとんど使われないなどの課題もある。キッチンもオープンカウンターだが、実際の利用を考えると食堂・リビングと一体的に設置する方が望ましい。2棟の設置だが、リビング同士が向き合っていないなど、連続性・つながりに欠ける。

福祉仮設住宅 宮城県事例①（居室9室・スプリンクラーあり）

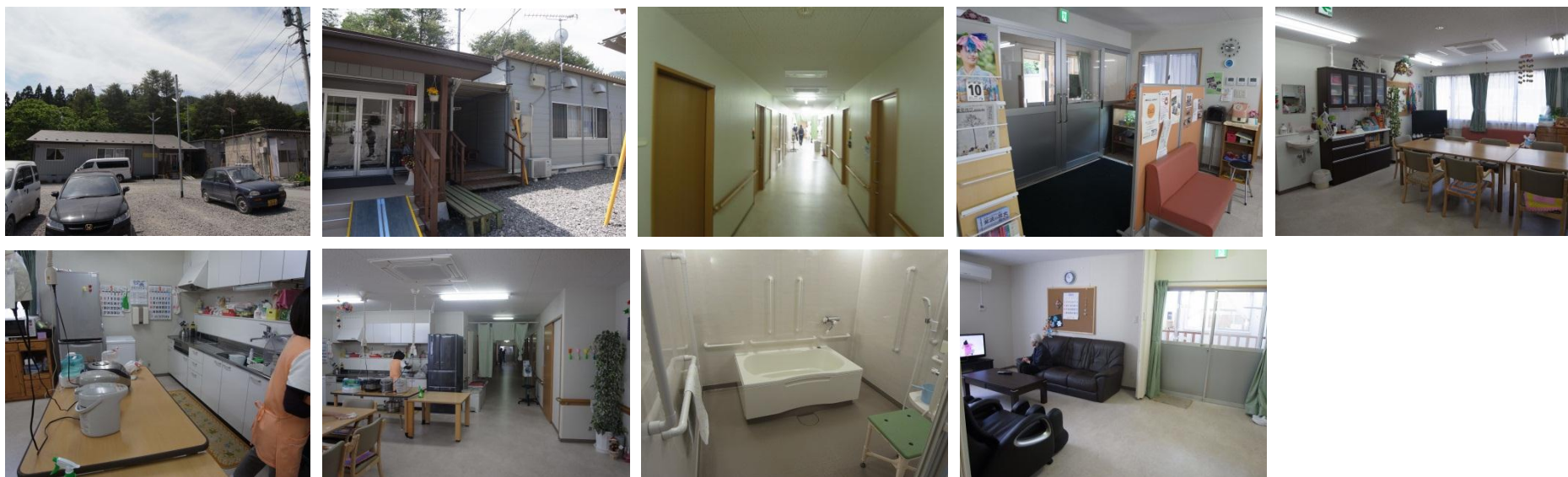


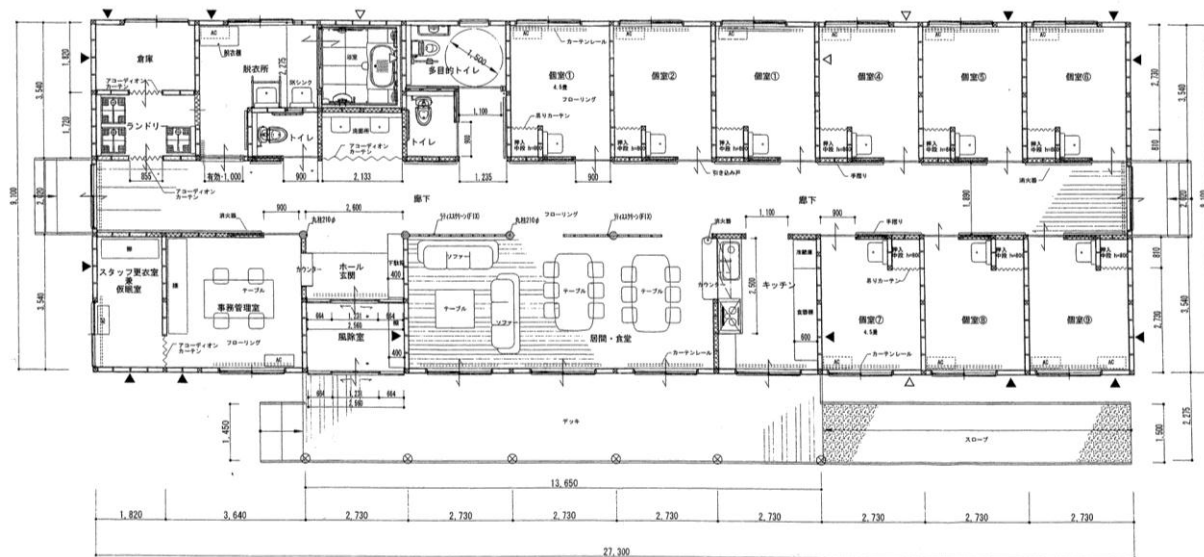


岩手県では10室で構成し、認知症高齢者グループホームなどでは1室が予備的な室として使われる。リビングを分散させるなど、限られたスペースの中でも居住環境を高める意欲がある。

トイレは車いす対応が1箇所、男性・女性用が各1箇所だが、いずれも食堂に面しており配置上好ましくない。浴室も2室設けられているが、実際には介助用の一箇所ですら足りる。自立高齢者のためのグループハウスのような利用を考えると2つの浴室はあり得る形である。

福祉仮設住宅 岩手県事例①（居室10室・リビング分散・スプリンクラーあり）

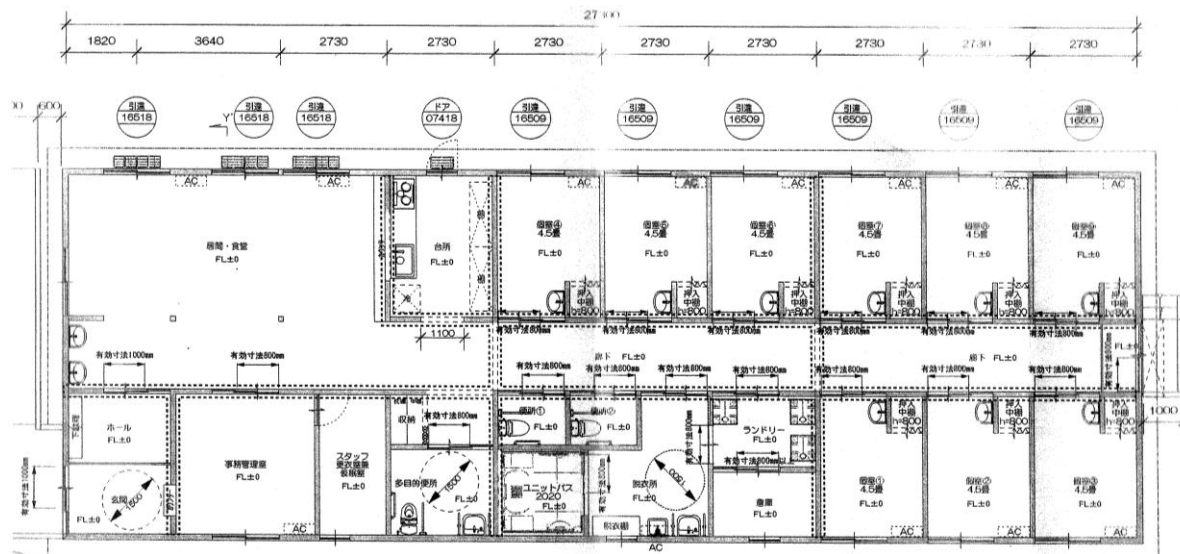




東日本大震災で建設された福祉仮設住宅のうち完成度の高いものの一つである。居間・食堂から掃き出しで続くデッキは周辺の地域（一般仮設住宅）とつながることができる価値ある空間となっている。トイレの配置などにも配慮が見られる。廊下端部からもバリアなく外部とつながることができる安全性も高い。木造福祉仮設の一つのモデルとなり得る事例である。

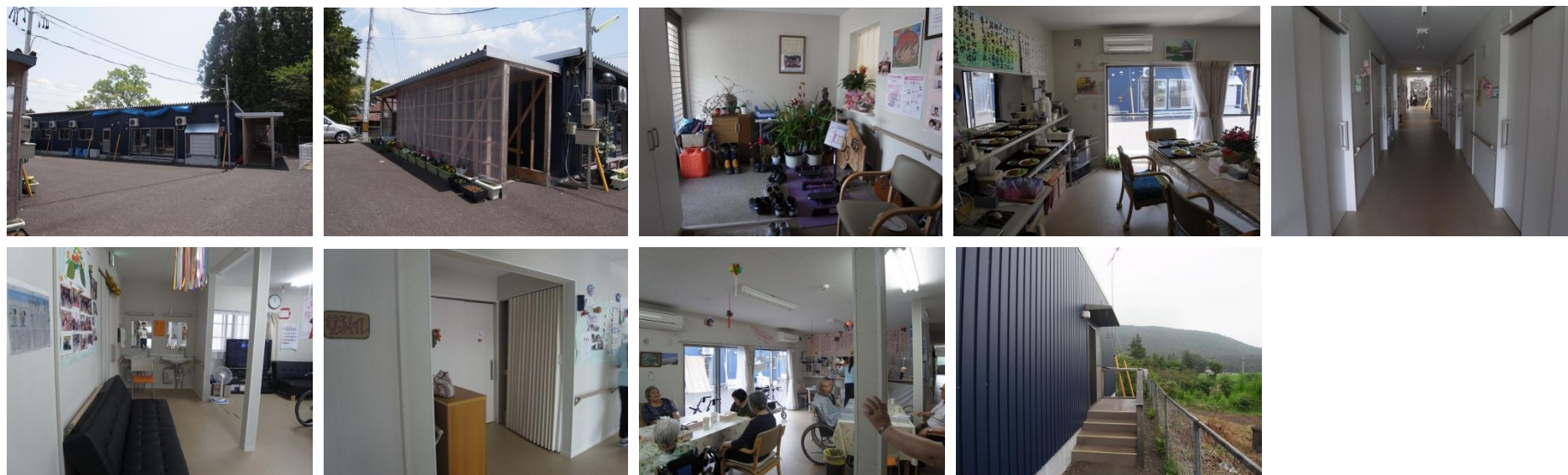
福祉仮設住宅 福島県事例①（木造・居室9室・掃き出しウッドデッキ・スプリンクラーなし）

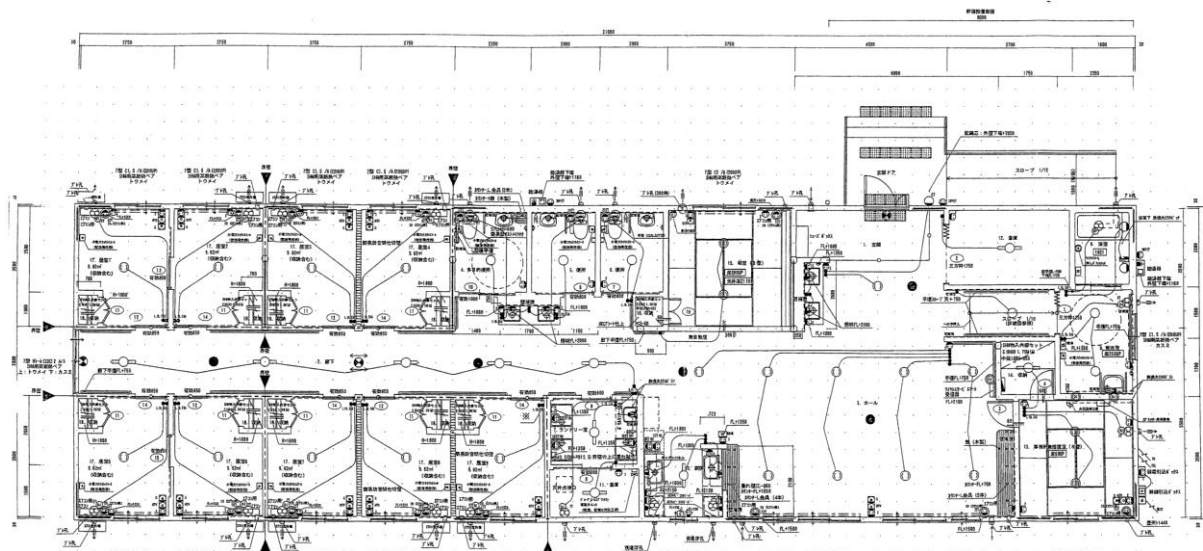




2 棟の居間・食堂がお互いに向き合う形で配置された。お互いの居間・食堂からは、他の棟の様子も感じられる。

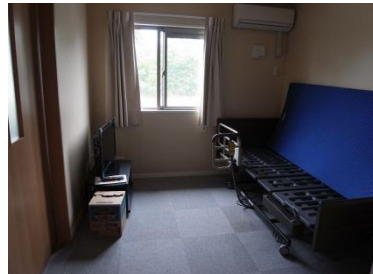
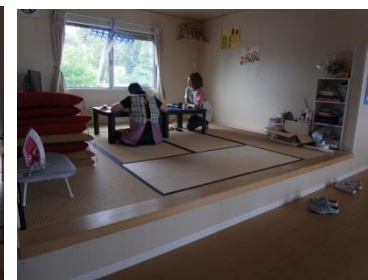
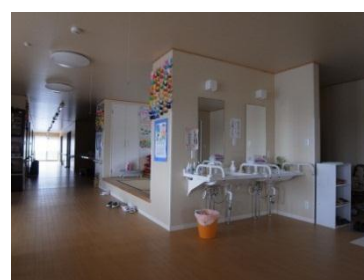
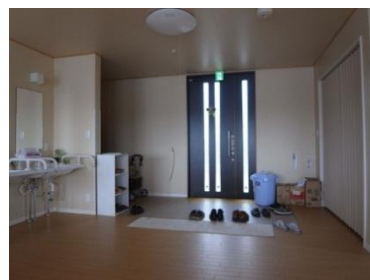
福祉仮設住宅 福島県事例②

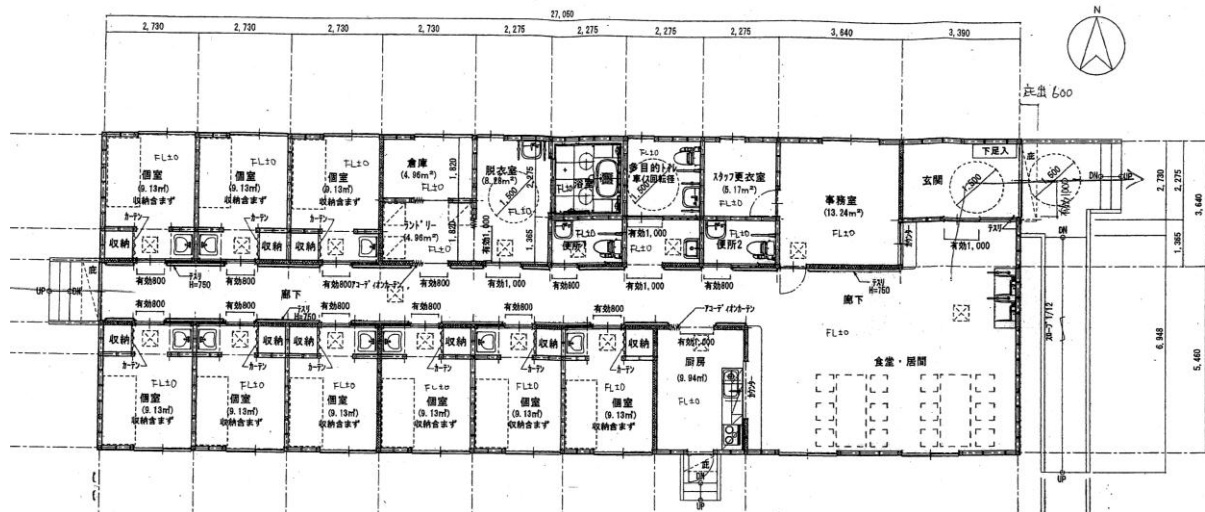




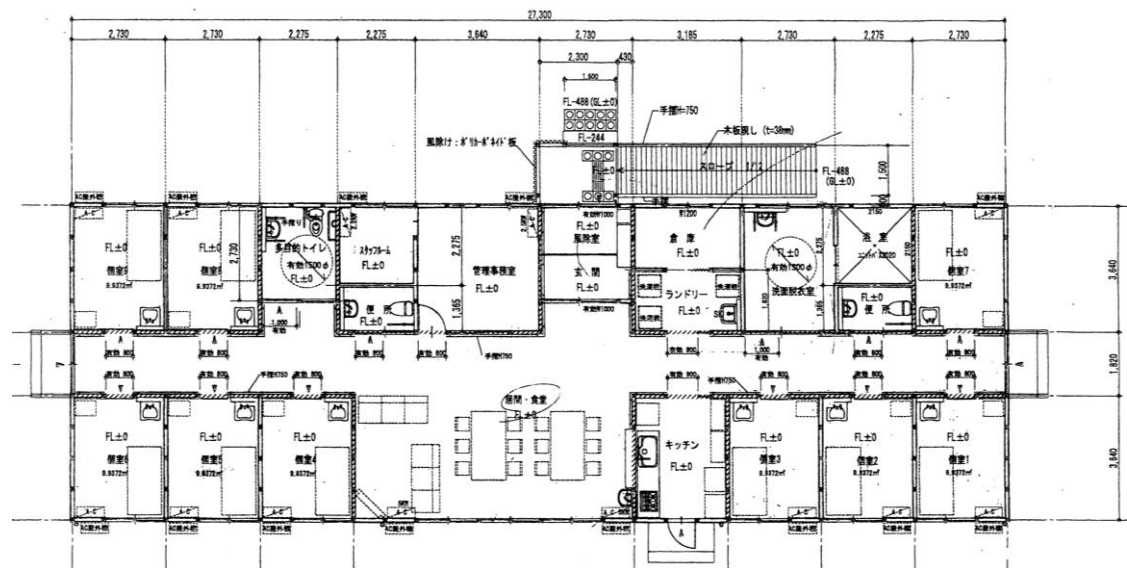
居間・食堂に面して畳の小上がりを持つタイプ。掃き出し窓の居間もあり、開放的なつくりである。浴室は、居間を挟んで居室の反対側に配置している。居室からの動線は長くなるがメリハリある空間構成となっている。

福祉仮設住宅 宮城県事例②（畳スペースあり）



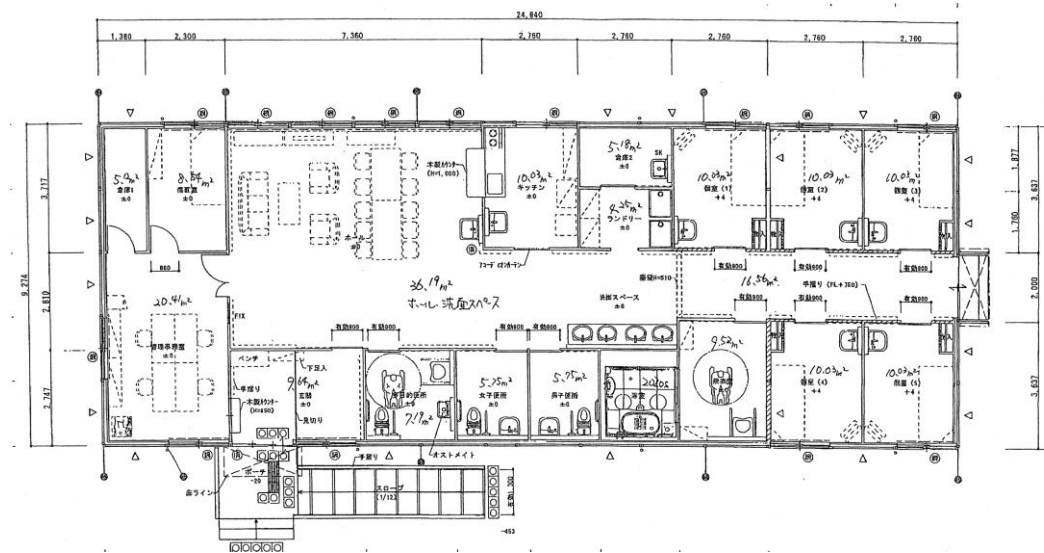


福祉仮設住宅 福島県事例③

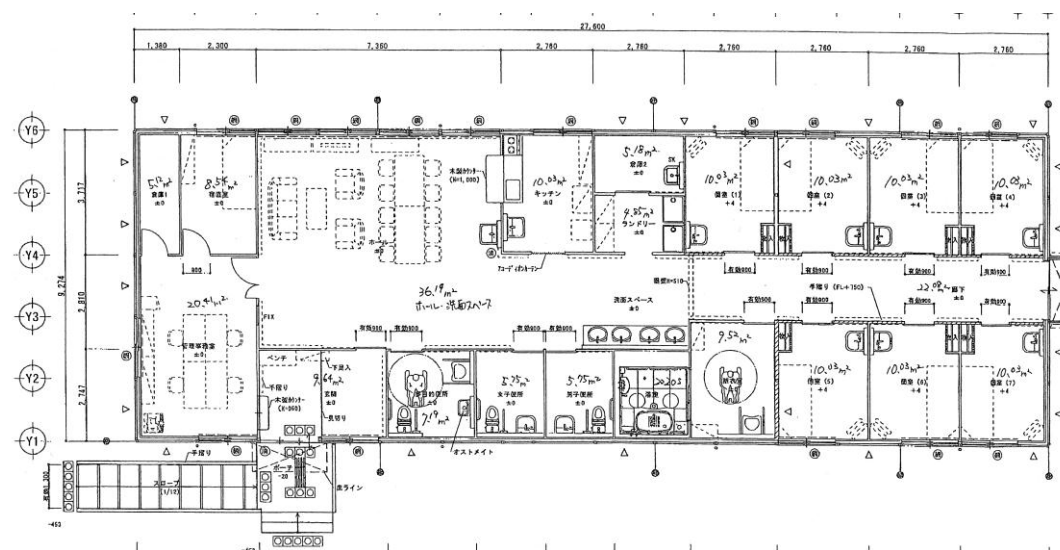


福祉仮設住宅 福島県事例④

居間・食堂を中央に配置し、居室を左右に配置した事例。居室からの動線が短くなるメリットがある。トイレも分散されており、使い勝手がよい。一部居室と浴室との距離は長くなってしまう。廊下端部の階段は非常時の安全性を考えるとスロープにしたい。

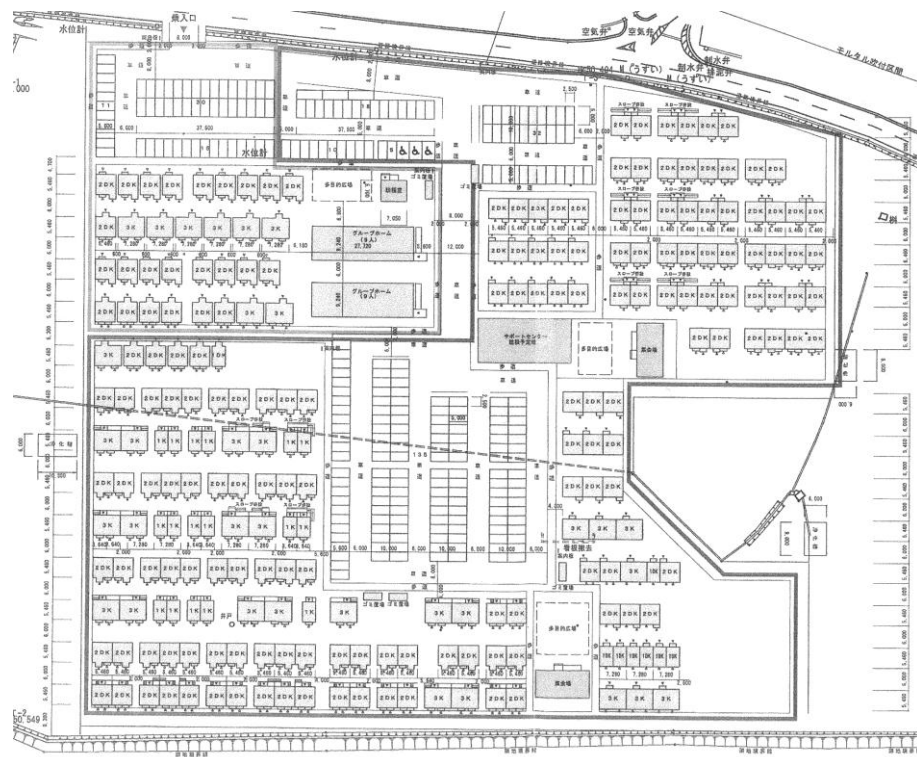


福祉仮設住宅 宮城県事例③（障がい者 5 人用）



福祉仮設住宅 宮城県事例④（障がい者 7 人用）

宮城県の基本形（9 人用）からスパンを 1 つ分を削った 7 人用、スパン 2 つ分を削った 5 人用の障がい者向けグループホーム。居室数の減少にあわせてリビングの面積（スパン）を小さくすることがなかったため、居住人数を考えると必要以上のリビング面積となった。人数にあわせてリビング設定、リビングの分散などがあってもよかった。



福祉仮設住宅と一般仮設住宅の一体的配置計画例（福島県いわき市）



福祉仮設住宅と一般仮設住宅の一体的配置計画例（福島県本宮市）

一般の仮設住宅と一体的に設けられた福祉仮設住宅は少ない。一般の仮設住宅の建設後、別途で計画されたためである。仮設住宅団地の中心に認知症高齢者のグループホームを配置した事例では、施設が地域の拠点となり、地域住民に安心をもたらす場ともなっている。地域のまつりや行事の拠点にもなっている。当初から一体的に計画しなければ、結果として土地確保が困難となり、地域から離れた場所、一般の仮設住宅から離れた場所に設けられることになり、地域からの孤立を生んでしまう。今後は、仮設住宅の計画にあたって一定数のグループホーム型（共同居住型）の福祉仮設住宅建設を考慮すべきである。

